

# 介護職員の処遇改善について

---

令和6年9月

茨城県長寿福祉課介護保険指導・監査G

## ① 介護職員の処遇改善 概要

厚生労働省が示している資料を中心に説明

## ② 加算取得に必要な要件

各種要件について説明

## ③ 事業所において必要となる作業

事業所から県に対して提出が必要な書類、  
加算取得支援事業について説明

# 介護職員の処遇改善の取組について

年月	項目	内容
H21.10～	介護職員処遇改善交付金の創設	・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、H23年度末まで、介護職員1人当たり月額平均1万5千円を交付
H24.4～	介護職員処遇改善加算の創設	・介護報酬とは別に財源を確保していた介護職員処遇改善交付金を、介護職員処遇改善加算として介護報酬に組み込み
H27.4～	介護職員処遇改善加算の拡充	・現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組等を進める事業所を対象に、介護職員1人当たり月額平均1万2千円の上乗せ
H29.4～	介護職員処遇改善加算の拡充	・新たに経験・資格等に応じて昇給する仕組みを設けた事業所を対象に、介護職員1人当たり月額平均1万円の上乗せ
R元.10～	特定処遇改善加算の創設	・経験・技能のある介護福祉士等に月額8万円程度の改善 ・介護職員以外の職員も支給対象
R3.4～	算定要件等の見直し	・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化 ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）、（Ⅴ）の廃止（R3.3まで経過措置有）
R4.4～	処遇改善支援補助金の創設	・介護職員1人当たり3%程度（月額9,000円相当）の賃金の引上げ ・介護職員以外の職員も支給対象
R4.10～	ベースアップ等支援加算の創設	・介護職員処遇改善支援補助金を、介護職員等ベースアップ等支援加算として介護報酬に組み込み
R6.2～	処遇改善支援補助金の創設	・介護職員1人当たり2%程度（月額6,000円相当）の賃金の引上げ ・介護職員以外の職員も支給対象
R6.6～	介護職員等処遇改善加算の一本化	・従来処遇改善3加算を一本化し、加算率を引上げ ・職種間配分ルールを緩和し、事業所内での柔軟な配分が可能に



介護職員の処遇改善を目的として、処遇改善加算の介護報酬への組み込みや補助金・新加算の創設など、数次にわたって取組が行われてきた

## 処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度改定後）

### ①介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

#### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

#### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

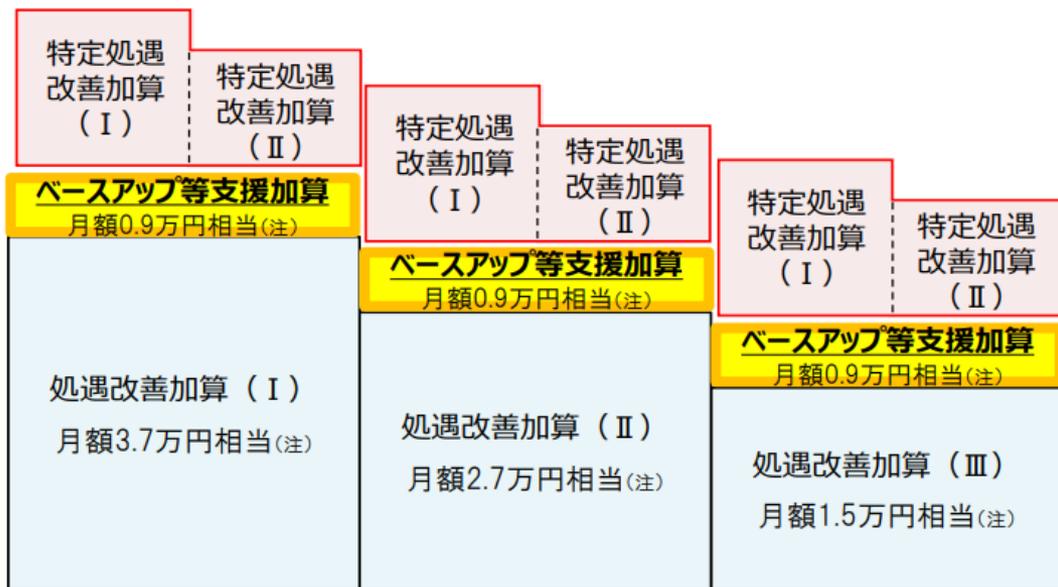
### ②介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。  
※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。  
➢処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること  
➢処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること  
➢処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

### ③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。  
➢処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること  
➢賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。  
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

## 全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

## 処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
  - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。
- ※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	新加算（介護職員等処遇改善加算）	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算（介護職員等処遇改善加算）	I <b>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		II <b>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】</li> <li><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		III <b>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		IV <b>新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

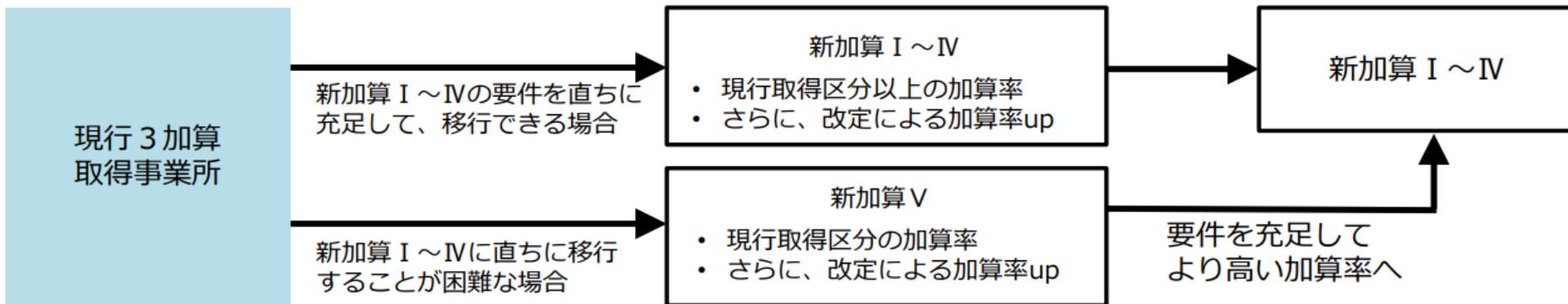
## 現行制度から一本化後の介護職員等処遇改善加算への移行

- 現行の一本化後の新加算Ⅰ～Ⅳに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算Ⅴ(1～14)を令和7年3月までの間に限り設置。
- 新加算Ⅴは、令和6年5月末日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（現行3加算）のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能（新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している場合を除く。）。
- 新加算Ⅴは、**現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持**した上で、**今般の改定による加算率の引上げを受ける**ことができるようにする経過措置。
- 新加算Ⅴの配分方法は、加算Ⅰ～Ⅳと同様、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。

～令和6年5月

令和6年6月～7年3月

令和7年4月～



※加算率は訪問介護の例。

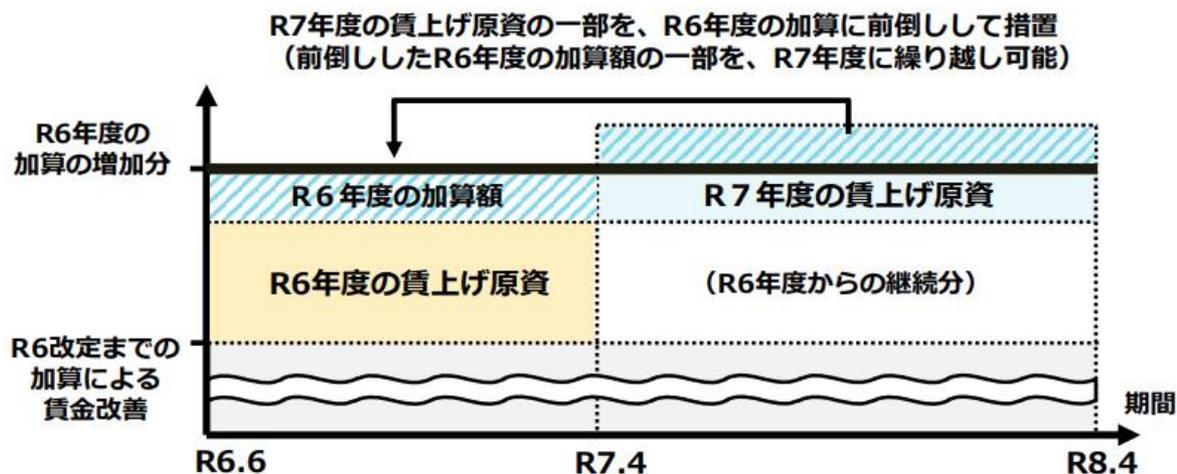
介護職員等処遇改善加算の加算率及び算定要件 (対応する現行3加算の区分)	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
		22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%
介護職員処遇改善加算	I	Ⅱ	I	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	I	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
介護職員等特定処遇改善加算	I	I	Ⅱ	Ⅱ	I	Ⅱ	I	算定なし	Ⅱ	I	算定なし	Ⅱ	算定なし	算定なし
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

## 令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 介護現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。
- こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして、賃上げいただくことも可能である。
  - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
  - ※ 前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。

(具体的な取扱い)

- ・ 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととする。
- ・ 令和6年度の加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



# 全サービスにおける旧加算・新加算の加算率

## (参考) 介護職員等処遇改善加算の加算率 (サービス類型ごと・令和6年度中)

(参考) 令和6年5月までの加算率

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦  $\frac{①+④}{⑦}$   $\frac{①+⑤}{⑦}$   $\frac{①+⑥}{⑦}$   $\frac{②+⑥}{⑦}$   $\frac{①+④}{⑦}$   $\frac{②+④}{⑦}$   $\frac{①+⑤}{⑦}$   $\frac{②+⑤}{⑦}$   $\frac{②+④}{⑦}$   $\frac{②+⑤}{⑦}$   $\frac{③+④}{⑦}$   $\frac{③+⑤}{⑦}$   $\frac{③+④}{⑦}$   $\frac{②+⑦}{⑦}$   $\frac{③+⑤}{⑦}$   $\frac{③+⑥}{⑦}$   $\frac{③+⑦}{⑦}$

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年度改定における加算率の引上げ	介護職員等処遇改善加算																	
	I	II	III	I	II			I	II	III	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%	1.0%	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	8.9%	8.4%	8.3%	7.8%	7.3%	6.7%	6.5%	6.8%	5.9%	5.4%	5.2%	4.8%	4.4%	3.3%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%	0.9%	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	7.6%	7.3%	7.3%	7.0%	6.3%	6.0%	5.8%	5.6%	5.5%	4.8%	4.3%	4.5%	3.8%	2.8%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%	2.3%	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	15.8%	15.3%	15.1%	14.6%	13.0%	12.3%	11.9%	12.7%	11.2%	9.6%	9.9%	8.9%	8.8%	6.5%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%	2.1%	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	16.3%	15.6%	15.5%	14.8%	13.3%	12.5%	12.0%	13.2%	11.2%	9.7%	10.2%	8.9%	8.9%	6.6%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等老健以外)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%

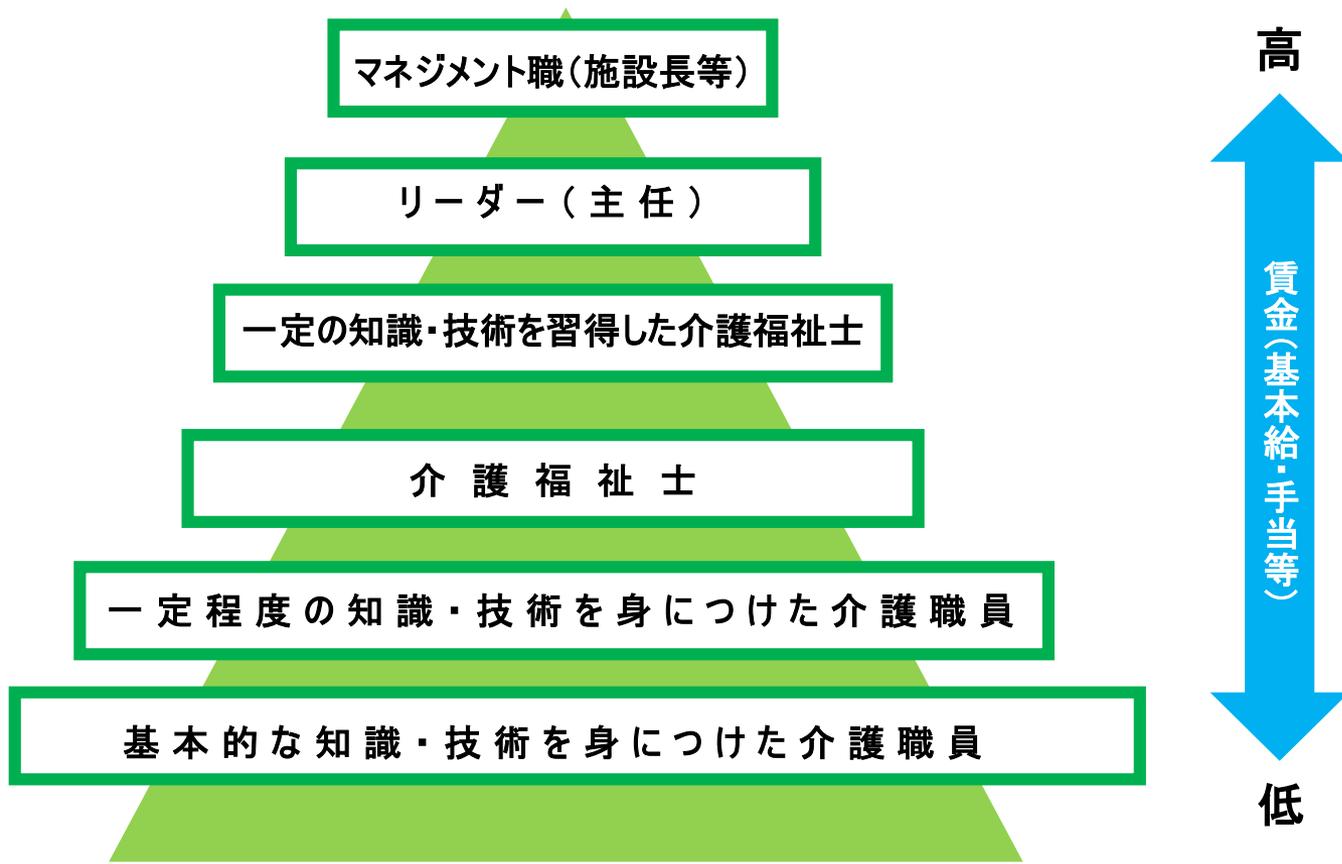
新加算を取得するためには…

▶ 以下の3種類の要件を満たすことが必要

- キャリアパス要件
- 月額賃金改善要件
- 職場環境等要件



介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備すること



介護人材のキャリアパスの全体像(イメージ)

▶ 根拠規定を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要



介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保すること

①  
研修・能力評価  
の実施

資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

②  
資格取得の  
ための支援

資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び①又は②に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。

▶ 根拠規定を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要



経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること  
 ※昇給の方法は、基本給、手当、賞与等を問わない。

経験

「勤続年数」「経験年数」などを想定

職位	勤続年数	月給例
施設長	15年以上	40万円
主任	8年以上	35万円
一般職員	5年未満	27万円

資格

「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定  
 ※昇給が図られる仕組みであることを要する。

職位	資格	月給例
施設長	事業者が指定する資格	40万円
主任	介護福祉士	35万円
一般職員	資格なし	27万円

評価

「実技試験」「人事評価」などを想定  
 ※評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

職位	人事評価	月給例
施設長	S 以上	40万円
主任	A 以上	35万円
一般職員	A 以上	27万円

▶ 根拠規定を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要



経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、  
賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること

## 例外的な取扱い

- 以下の場合など、当該賃金改善が困難である合理的な説明がある場合は、この限りではない。
  - ▶ 小規模事業所で加算額全体が少額である場合
  - ▶ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合

## 令和6年度中の取扱い

- 新加算の加算額のうち、旧「介護職員等特定処遇改善加算」に相当する部分による賃金改善額が、月額平均8万円以上の職員を置くことにより、キャリアパス要件Ⅳを満たすこととしても差し支えない。



サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること  
→介護福祉士等の配置を担保する加算（下記参照）を算定していること

サービス区分	加算
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業所加算Ⅰ</li> <li>・特定事業所加算Ⅱ</li> </ul>
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人保健施設、介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅰ</li> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅱ</li> </ul>
地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅰ</li> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅱ</li> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅲイ又はロ</li> </ul>
（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅰ</li> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅱ</li> <li>・入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ</li> </ul>
（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅰ</li> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅱ</li> <li>・併設本体施設において新加算Ⅰの届出あり</li> </ul>
訪問型サービス（総合事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設本体事業所において新加算Ⅰの届出あり</li> <li>・特定事業所加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自の加算</li> </ul>
通所型サービス（総合事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅰ</li> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅱ</li> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自の加算</li> </ul>



**新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給の改善に充てること**

### 注意点

- ・ 現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合がある。  
（賃金総額は一定のままで可）

### 令和6年度中の取扱い

- ・ **令和6年度中は適用を猶予する。**

※令和6年度の新加算の算定にあたり、本要件を満たす必要はない。

ただし、令和7年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和6年度の処遇改善計画書においても、任意の起債項目として月額での賃金改善額の記載を求める。



前年度と比較して、旧介護職員等ベースアップ<sup>○</sup>等支援加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行うこと。

### 注意点

- ・ 新加算Ⅰ～Ⅳへの移行に伴い、旧ベア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要がある。



**6の区分ごとにそれぞれ2つ以上取り組むこと。  
また、情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表すること。  
※加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合は、6の区分ごとにそれぞれ1つ以上取り組むこと。**

## 注意点

- 職場環境等要件の区分・詳細な内容については、介護保険最新情報Vol.1215中の別紙1「表5-1」及び「表5-2」を参照すること。

## 令和6年度中の取扱い

- 令和6年度は、職場環境等要件の見直しの適用を猶予する。
- 令和6年度中は、介護保険最新情報Vol.1215中の別紙1「表5-2」に掲げる取組を実施し、その内容を全ての介護職員に周知すること。

## A 加算の新規算定時に必要な作業

### 1 加算の算定区分・各種要件の確認

→自事業所が要件を満たしていることを確認

### 2 処遇改善計画書の作成・提出

・様式は県HPからダウンロード可能

→初めて加算を算定する月の前々月の末日までに、  
各指定権者あて提出

### 3 加算届の作成・提出

・様式は県HPからダウンロード可能

→各指定権者あて提出。

提出期限は通常の加算と同様。

## B 加算を算定する全事業所で毎年度必要な作業

### 1 処遇改善計画書の作成・提出

- ・各事業年度において初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに、各指定権者あて提出
- ・ただし、4月から算定する場合等の提出期限について、異なる取扱いを行う場合は別途連絡します  
(参考) R6.4から算定する加算の計画書の提出期日  
→「令和6年4月15日まで」に延長

### 2 実績報告書の作成・提出

- ・各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、各指定権者あて提出

※計画書・実績報告書の様式は年度ごとに異なります。  
必ず各年度に対応した様式を用いて作成してください！

激変緩和措置として設けられた新加算Ⅴ（1～14）は、令和6年度で終了します。



**新加算Ⅰ～Ⅳに移行できるよう、  
速やかに準備をお願いします！**

要件の確認や各種規程の整備等にあたっては、  
県委託事業「介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業」  
もご活用ください！

# 介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業について

介護職員等処遇改善加算の新規算定や、より上位の区分算定を目指す事業所を支援するため、加算取得促進支援事業を実施中

- ・ 支援内容：
  - ① 社会保険労務士による無料の個別訪問
  - ② 取得促進に係るセミナーの開催（年4回程度）
- ・ 対象事業所：茨城県内に所在する、以下のいずれかに該当する事業所
  - ・ 新加算Ⅱ～Ⅴを算定している事業所
  - ・ 新加算未取得の事業所
  - （→いずれかに該当すれば、市町村指定サービス事業所も対象！）
- ・ 問い合わせ先（事業委託先）
  - ：（公財）介護労働安定センター 茨城支部
  - TEL：029-227-1215 FAX：029-227-1216
  - HP：<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/ibaraki/>

▶ **ぜひ積極的に活用を！**

## 参考資料 1 (厚生労働省HP)

【厚生労働省HP】 介護職員の処遇改善 (トップ)

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

【厚生労働省HP】 介護保険最新情報Vol.1215

「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

(令和6年3月15日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227727.pdf>

【厚生労働省HP】 介護保険最新情報Vol.1277

「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A (第3版) について」

(令和6年6月20日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001266135.pdf>

【茨城県HP】介護職員等処遇改善加算について **(トップ)**

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyokaigo/jigyosha/h24santeitodokede/syoguukaizenkasan-kankeisyorui.html>

【茨城県HP】介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書について

**(令和6年度処遇改善計画書様式ダウンロード・提出はこちらから)**

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyokaigo/jigyosha/h24santeitodokede/syoguukaizen-keikaku.html>

【茨城県HP】介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書について

**(令和5年度処遇改善実績報告書様式ダウンロード・提出はこちらから)**

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyokaigo/jigyosha/h24santeitodokede/syoguukaizen-jisseki.html>

【茨城県HP】介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業について

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyokaigo/jigyosha/h24santeitodokede/shoguukaizen-shutokusokushin.html>